

兵庫県公報

平成30年 7月24日 火曜日 第 3022 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（復興支援課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成30年近畿地方整備局告示第113号）（道路 街路課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 （砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	6

告 示

兵庫県告示第679号

平成30年7月5日、宍粟市の区域内において発生した平成30年7月豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

~~~~~

### 兵庫県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年7月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-----|-----|-------|-------|
|     |     |       |       |

|               |                                          |   |                  |       |  |
|---------------|------------------------------------------|---|------------------|-------|--|
| 国道<br>4 8 2 号 | 美方郡香美町小代区神水18番 1 から<br>同 郡同 町小代区域山 4 番まで | 旧 | 6.0から<br>17.0まで  | 150.0 |  |
|               |                                          | 新 | 12.0から<br>17.0まで | 150.0 |  |

## 公 告

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|----------------|---------------------|
| 畑(2)Ⅱ<br>(121000132) | 加西市畑町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 指定の案の閲覧期間

平成30年 8月1日（水）から同月15日（水）まで

## 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
〒673-1431 兵庫県加東市社字西柿1075—2

## (3) 提出期限

平成30年 8月15日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月15日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古坂Ⅱ (121000005)	加西市北条町古坂（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
黒駒Ⅱ (121000006)	加西市北条町黒駒（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
小谷Ⅱ (121000007)	加西市北条町小谷（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
畑Ⅱ (121000008)	加西市畑町（別図 4 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
西谷Ⅱ (121000009)	加西市西谷町（別図 5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
吸谷 AⅡ (121000011)	加西市吸谷町（別図 6 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
吸谷 BⅡ (121000012)	加西市吸谷町（別図 7 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
福居 AⅡ (121000013)	加西市福居町（別図 8 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
福居 BⅡ (121000014)	加西市福居町（別図 9 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
畑(2)Ⅱ (121000132)	加西市畑町（別図 10 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
吸谷川 2Ⅰ (221000007)	加西市吸谷町（別図 11 のとおり）	土石流	別図 11 のとおり
西谷 2Ⅰ (221000015)	加西市西谷町（別図 12 のとおり）	土石流	別図 12 のとおり

（別図 1 から別図 12 までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年 8 月 1 日（水）から同月 15 日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 兵庫県加東市社字西柿1075—2

(3) 提出期限

平成30年 8 月 15 日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月15日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。